

新日本設備株式会社(介護予防)福祉用具貸与事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

新日本設備株式会社が開設する新日本設備株式会社 京葉ガスホームケアショップ市川(以下「事業所」という。)が行う(介護予防)福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な(介護予防)福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付、調整を行い、(介護予防)福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
 3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 新日本設備株式会社 京葉ガスホームケアショップ市川
- ② 所在地 千葉県市川市堀之内 3 丁目 18 番 20 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 専門相談員 2 名(常勤)
専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、(介護予防)福祉用具の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1 名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(但し、祝日・12/30～1/3 の休業日を除く)
- ② 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

((介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料とその他費用の額)

第 6 条 (介護予防)福祉用具貸与の提供方法は次の通りとする。

- ① 利用者の要支援又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
 - ② 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する(介護予防)福祉用具の貸与を行う。
 - ③ 利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付、調整をし(介護予防)福祉用具貸与計画の作成・変更を行う。
2. この事業所において取り扱う(介護予防)福祉用具貸与の種目は次の通りとする。
- | | |
|-----------|---------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ |
| ② 車いす付属品 | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行用補助杖 |
| ④ 特殊寝台付属品 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり | |
3. (介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料は、別途、料金表等で定める通りとし、当該(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合に応じた支払いを受けるものとする。
4. 利用料の算出方法について
- レンタル料は1か月単位とし、開始月と終了月の利用料は次の通りとする。
- | |
|--------------------------------------|
| ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額 |
| 契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額 |
| ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額 |
| 契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額 |
| ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額 |
5. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- | |
|-----------------------------------|
| ① 通常の事業の実施地域を超えてから、1kmあたり100円とする。 |
| ② 上記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。 |
6. (介護予防)福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
7. 前3項より6項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8. (介護予防)福祉用具貸与の開始に際し、予め利用者又はその家族等に対し、利用料並びに他の利用料の内容及び金額に対し事前に書面で説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名捺印を受けることとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)福祉用具貸与に係わる利用料の支払いを受けた場合は、(介護予防)福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、千葉県全域とする。

(衛生管理)

- 第 8 条** 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
2. 常に清潔な(介護予防)福祉用具を貸与するため、回収した(介護予防)福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の(介護予防)福祉用具と明確に区別して保管する。なお、消毒及び一部商品の保管については外部委託を行うものとする。
 3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 9 条 事業所の管理者及び従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。

(苦情処理)

第 10 条 管理者は、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明し、記録に残すものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条** 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な損害賠償を行う。
 3. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業者は、利用者の個人情報について新日本設備株式会社が定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 13 条 (介護予防)福祉用具貸与事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り、設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 6 か月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
2. 掲示及び目録の備え付け
- ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う(介護予防)福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を備え付ける。
3. 正当な理由なく(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
4. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の(介護予防)福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
5. 要介護認定等の認定を受けていない利用者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。
6. 利用申込者が法定代理受領者サービスの提供を受けるための援助を行う。
7. 居宅サービス計画が作成されている場合には、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成変更等を行い、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
8. 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して(介護予防)福祉用具貸与サービスを提供する。
9. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族等から求められたときは、これを提示するものとする。
10. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は新日本設備株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、2021 年 9 月 1 日から施行する。